

公益社団法人 空気調和・衛生工学会
アルバイト等臨時雇用規程
平成 28 年 3 月 17 日 理事会制定

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会(以下「当法人」という)におけるアルバイト等(以下「アルバイト職員」という)の雇用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(期間)

第2条 アルバイト職員の雇用契約の期間は、原則として6か月以内とする。

2 6か月を超えて雇用する場合は、別に定める手続きによる。

(勤務時間)

第3条 アルバイト職員の始業時刻及び終業時刻は、午前9時から午後5時までの間で、各人の雇用契約において個別に定める。

2 当法人は、アルバイト職員の同意を得て超過勤務を命ずることができる。

(休息时间)

第4条 一日の労働時間が6時間を超える場合は45分以上の、一日の労働時間が8時間を超える場合は60分以上の休憩時間を労働時間の途中にアルバイト職員に付与する。

(年次有給休暇)

第5条 アルバイト職員が6か月継続勤務し、所定労働時間の8割以上出勤した場合は、労働基準法の定めに基づき下表のとおり年次有給休暇を付与する。

週間所定労働日数	年間所定労働日数	雇入れの日から起算した継続勤務年数				
		0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日

(賃金等)

第6条 アルバイト職員の賃金構成は、以下のとおりとする。

- ① 基本給
- ② 基準外賃金
- ③ 臨時の賃金
- ④ 通勤手当

2 基本給は時間給とし、時間給の額は、各人の雇用契約において個別に定める。

3 基準外賃金は、1日8時間、1週40時間を超えて労働したアルバイト職員に対して、その超えた時間について基本給の25%とする。

- 4 通勤手当は、1か月分の交通費実費(定期乗車券購入代金)とする。
- 5 臨時の賃金は、勤務成績が特に優秀なアルバイト職員に対して、事務局長の裁量に基づき、
時間給単価×8時間×20日×0.1～1.0
の範囲内において、夏季及び年末に臨時に給付することがある。

(支払)

第7条 アルバイト職員の賃金は、原則として前月1日から前月末日までの分を、当月10日に申請により現金または本人名義の指定口座に振込方法により支払う。

(退職)

第8条 アルバイト職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 死亡したとき
- ② 雇用契約の期間が満了し、更新されないとき
- ③ 退職希望が承認されたとき
- ④ 解雇されたとき

(遵守)

第9条 アルバイト職員には、本規程のほか、当法人に期間の定めなく雇用される正職員及び定年退職後に再雇用される嘱託(再雇用)職員を対象とする職員就業規則第3条(遵守義務)、第4条(服務上の注意事項)、第7条(休日)、第8条(休日の振替)、第9条(時間外勤務)、第10条(出勤簿)、第11条(退場)、第12条(欠勤)、第13条(遅刻、早退)、第17条(年次有給休暇の受け方)、第21条(生理休暇)、第21条(休暇の届出)、第30条(時間の認定)、第32条(支給日)、第51条(解雇)、第55条(懲戒の種類)、第56条(減給、譴責の基準)、第57条(懲戒解雇、減給の基準)、第58条(災害補償)及び第59条(業務外の傷病扶助)を適用し、当法人が定める定款ならびに規程を遵守しなければならない。

(手続き)

第10条 事務局が業務上アルバイト職員を雇用する必要がある場合は、別に定める手続きにより雇用する。
2 委員会等が研究補助または業務補助でアルバイト職員を雇用する必要がある場合は、別に定める手続きにより雇用する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、総務理事が起案し理事会の決議を得る。

附則

本規程は、平成28年3月17日から施行する。